

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 3 月 1 日

申請者 フリガナ 中村エンジニアリング株式会社
 氏名又は名称 ナカムラ
 〒630-8145
 住所 奈良市八条一丁目807番地の3
 代表者氏名 カムラテルオ
 代表取締役 中村輝夫
 電話番号 0742-64-7807
 FAX番号 0742-64-7808
 メールアドレス nakamura-eng@hyper.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 3 月 1 日

申請者 氏名又は名称 中村エンジニアリング株式会社

住 所 〒630-8145

奈良市八条一丁目807番地の3

代表者氏名 代表取締役 中 村 輝 夫

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名			
	フ リ ガ ナ 氏 名		フ リ ガ ナ 氏 名
代表取締役	カ ムラ テルオ 中 村 輝 夫		
取締役	カ ムラ テツオ 中 村 哲 夫		
事業の範囲	水道施設工事業		
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり		

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	中村エンジニアリング株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8145 住所 奈良市八条一丁目807番地の3 電話番号 0742-64-7807 FAX番号 0742-64-7808 メールアドレス nakamura-eng@hyper.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中村輝夫	第265943号
中村哲夫	第270344号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 3 月 1 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パイプカッター 塩ビカッター ロータリバンドソー 電子セパソー パイプ万力 バリ取り工具	固定式鋸弦 RB-80-CV (13~150mm用) VC40 VC20 CB18F CR12V	3 2 3 3 1 2 1 1	
管の加工用の機械器具	パイプベンダー やすり パイプねじ切り器 タップダイス	1/2~11/4インチ 中目 N-100A 13mm~25mm	2 2 2 2	
管の接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ スパナ モンキーレンチ 電子ヒーター	ガスボンベ式 13mm~100mm	2 2 3 3 1	
水圧テストポンプ	手動式テスト 電動水圧テストポンプ	T10K T50KP	1 1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 3 月 1 日

申請者

氏名又は名称 中村エンジニアリング株式会社
住 所 奈良市八条一丁目807番地の3
代表者 氏名 代表取締役 中 村 輝 夫

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市八条一丁目807番地の3
中村エンジニアリング株式会社

会社法人等番号	1500-01-005452	
商 号	中村エンジニアリング株式会社	
本 店	<u>奈良市東九条町238番地の14</u> 奈良市八条一丁目807番地の3	
		平成30年11月15日移転
		平成30年11月15日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成9年10月17日	
目的	1 土木建築請負業及び土木建築工事業 2 とび工事業及びとび工事の請負、仲介 3 鋼構造物設置工事業 4 浚渫工事業 5 水道施設工事業 6 石工事業 7 補装工事業 8 塗装業 9 前各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	3200株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。 平成25年 8月31日変更 平成25年 9月10日登記	
役員に関する事項	取締役 中 村 輝 夫 取締役 中 村 哲 夫	平成27年 9月30日重任 平成27年10月 6日登記 平成27年 9月30日重任 平成27年10月 6日登記

奈良市八条一丁目807番地の3
中村エンジニアリング株式会社

	奈良市東九条町238番地の14 代表取締役 中村輝夫	平成27年 9月30日重任 ----- 平成27年10月 6日登記
登記記録に関する事項	平成17年4月1日有限会社中村エンジニアリングを組織変更し設立	平成17年 4月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 2月15日

奈良地方法務局

登記官

山 本 秀 樹



中村エンジニアリング株式会社 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、中村エンジニアリング株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 土木建築請負業及び土木建築工事業
- 2 とび工事業及びとび工事の請負、仲介
- 3 鋼構造物設置工事業
- 4 渋渫工事業
- 5 水道施設工事業
- 6 石工事業
- 7 舗装工事業
- 8 塗装業
- 9 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良市東九条町238番地の14に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、3200株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第10条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。



第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録



された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

以上は当社の現行定款に相違ありません。

令和5年 2月 24日

中村エンジニアリング 株式会社

代表取締役 中 村 輝 夫



第二六五九四三号

給水装置事務支行者免狀
令ノ表置事主技术者免狀

本籍 和歌山県

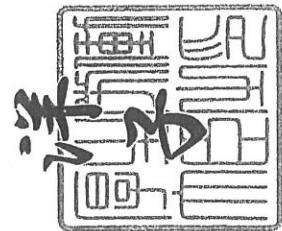
氏名 中村輝夫

昭和二十五年十月十三日生

水道法(昭和二年法律第七十七号)の
規定により給水装置事務支
行者免狀を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山



第二七〇三四四号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 和歌山县

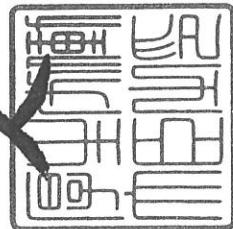
氏名 中村 哲夫

昭和二十八年五月八日生

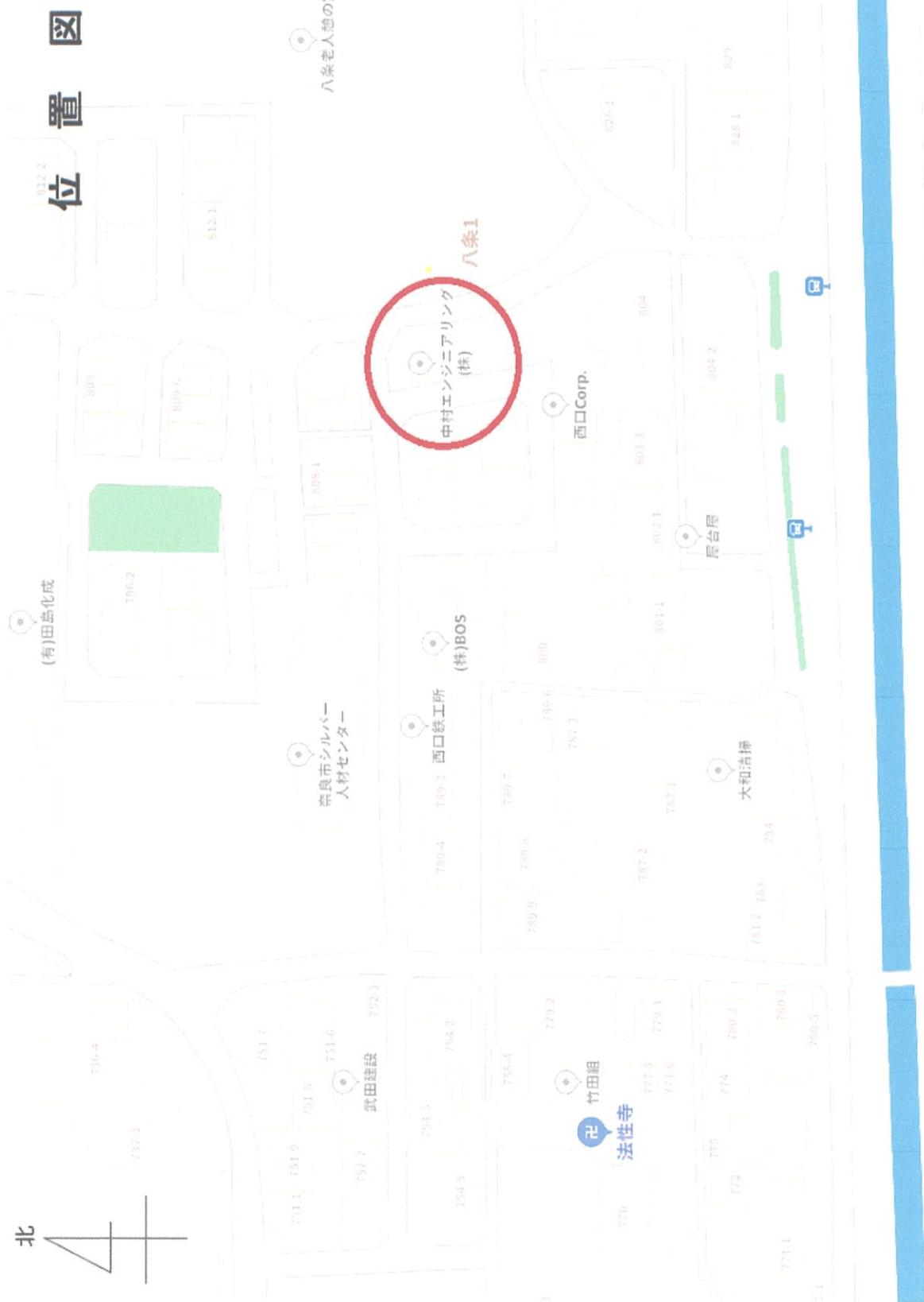
水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 国村 審

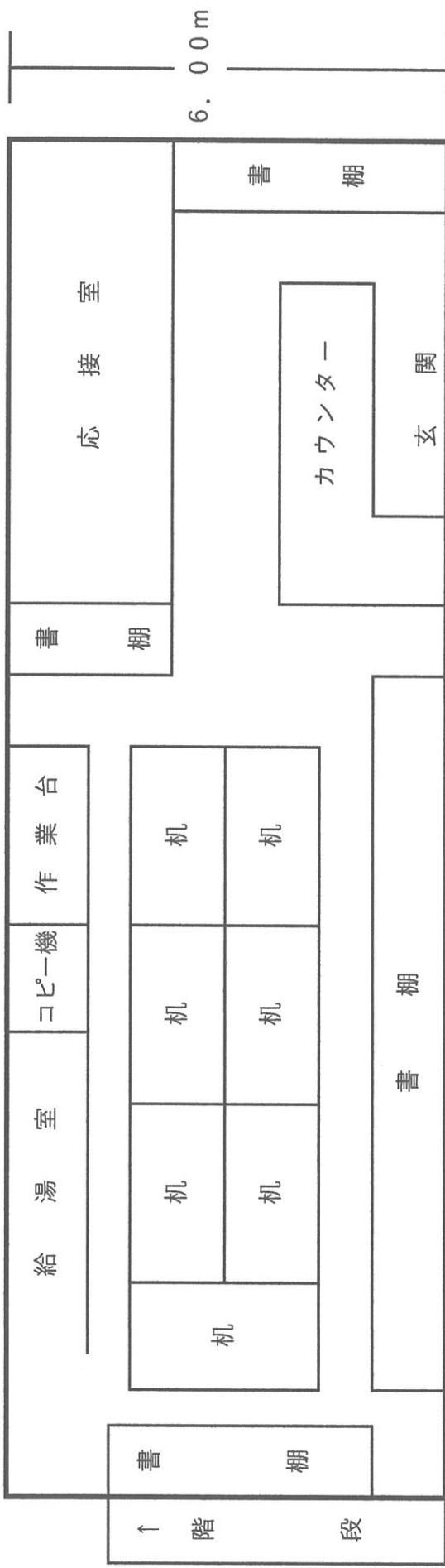


北

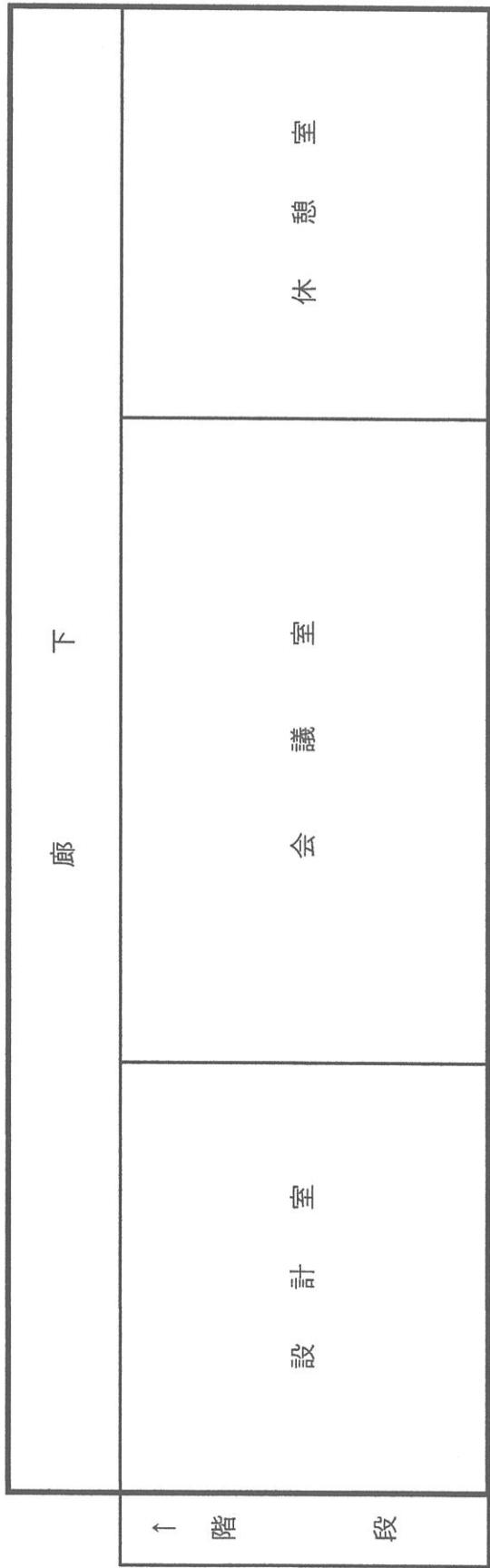


11.00m

1階



2階



・外観写真



・室内写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 3 月 1 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ナカムラ 中村エンジニアリング株式会社
 〒630-8145
 住所 奈良市八条一丁目807番地の3
 代表者氏名 フリガナ カムラ テルオ
 代表取締役 中村輝夫
 電話番号 0742-64-7807
 FAX番号 0742-64-7808
 メールアドレス nakamura-eng@hyper.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和5年3月1日

届出者

氏名又は名称 中村エンジニアリング株式会社

〒630-8145

住 所 奈良市八条一丁目807番地の3

代表者氏名 代表取締役 中村輝夫

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	中村エンジニアリング株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ナムラ テルオ 中村 輝夫	第265943号	
ナムラ テツオ 中村 哲夫	第270344号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第二六五九四三号

給水装置工事技術者免状

本籍 和歌山县

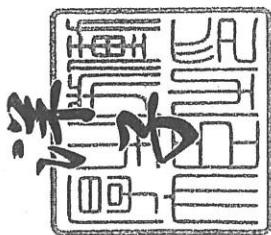
氏名 中村輝夫

昭和二十五年十月十三日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事技術者
免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山



第二七〇三四四号

給水装置事務支行者免状

本籍 和歌山県

氏名 中村哲夫

昭和二十八年五月八日生

水道法(昭和二年法律第七十七号)の
規定により給水装置事務
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 団村憲

